

認定制度の見直し

コロナ禍を経た貸切バスの需要回復により、改めて運行管理の強化による人為的ミスや健康起因による事故の防止が求められていることや、2024年度からの運行管理に関する規制強化等を踏まえ、利用者がより安心してバスを利用できるよう、以下のとおり認定制度の見直しを行う。

① 審査基準の見直し

審査基準の厳格化の観点から、抜本的な見直しを行う。

<見直し項目(例)>

- ・危険度の高い運転に特化した技術向上に対する加点(例:雪道、山岳道路での走行訓練)
- ・安全性に対する取組状況における配点の変更(例:法令順守を前提として、より高いレベルの安全投資に対する配点を増加)
- ・行政処分における減点強化(行政処分の結果を審査により適切に反映可能とする) 等

② セーフティバスマークの変更等

○新基準による審査で認定された事業者については、新評価認定マーク(セーフティバスマーク)を交付

○三ツ星の3段階における評価から五ツ星の5段階における評価に変更



【今後のスケジュール】

R7年度認定申請から上記のとおり変更する(認定申請は前年度実績(R6年度)が審査対象)。(新評価認定マーク)

※①の審査基準の見直しについて、一部の項目はR6年度申請より変更する。